

特定教育・保育施設の利用定員について

1 子ども・子育て会議の主な役割について

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、以下の事務を処理することとされている。

- ア 特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用定員を定めるに当たり、意見を述べる。
- イ 特定地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業など）の利用定員を定めるに当たり、意見を述べる。
- ウ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に際し、意見を述べる。
- エ 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

以上のことから特定教育・保育施設の利用定員を定めるに当たり意見を伺うものです。

2 利用定員について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設の設置者からの申請に基づき市町村長が確認を行う際に、以下の点について留意し、認定区分（1号・2号・3号）ごとに利用定員を定めることになっている。

- 利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、原則として認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定する必要があること。
- 利用定員は、当該確認を受けた教育・保育施設又は地域型保育事業において、質の高い教育・保育が提供されるよう設定する必要がある。このため、市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定する必要があること。

※「確認」とは、認可施設・事業所としての地位を有する前提で、給付の対象となる施設を確定する手続のこと。

なお、新制度開始する際に現にある施設で施設の種類に変更がない場合（幼稚園のまま、保育所のまま）は確認があったものとみなす（みなし確認）。また、子ども・子育て会議の意見聴取は法令上任意となっている。

3 特定教育・保育施設の利用定員の設定案について

現時点での設定案は以下のとおり。

利用定員の設定については市子ども・子育て会議の意見聴取のほか、県への協議も必要となり、協議の結果変更となる可能性もある。

施設類型別

施設類型	施設数	利用定員				合計
		1号 (3歳以上)	2号 (3歳以上)	3号		
				0歳	1, 2歳	
幼稚園	2	135	0	0	0	135
保育所	48	0	2,111	389	1,238	3,738
認定こども園	18	265	730	131	401	1,527
合計	68	400	2,841	520	1,639	5,400

区域別

区域	施設数	利用定員				合計
		1号 (3歳以上)	2号 (3歳以上)	3号		
				0歳	1, 2歳	
中央地区	54	380	2,221	403	1,277	4,281
南西地区	3	0	125	16	64	205
北西地区	9	20	433	90	261	804
石川地区	2	0	62	11	37	110
合計	68	400	2,841	520	1,639	5,400

分園は施設数では除き、定員数には含める。

事業計画との比較及び施設ごとの利用定員は別紙一覧のとおり。

参考

認定区分	概要	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子どもであって、 教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の就学前の子どもであって、 保育を希望する場合	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満の子どもであって、 保育を希望する場合	保育所、認定こども園、 地域型保育事業